

令和 7 (2025) 年度インフルエンサー活用情報発信業務委託
公募型プロポーザル選定委員会評価基準

- 1 評価項目、評価内容及び各配点は、下表のとおりとし、各選定委員（5 名）が採点する。
- 2 参加者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった参加者を契約者の候補（以下「契約候補者」という）として選定する。
- 3 2 に該当する参加者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という）が最も高い参加者を契約候補者とする。
- 4 3 に該当する参加者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった参加者を契約候補者とする。
- 5 2、3 及び 4 に関わらず総合点が 60 点未満の参加者は契約候補者として選定しない。参加者が 1 者の場合も同様とする。

評価項目			評価内容	配点
1	業務内容の理解度	(1)	委託業務の目的や内容を十分に理解しているか。	1 5
2	企画提案の優位性	(2)	業務の目的に適したインフルエンサーを起用しているか。	1 5
		(3)	訪問する観光地やグルメ等について、フォロワーが興味・関心を惹くような内容になっているか。	2 0
		(4)	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	1 5
3	企画提案の実施可能性	(5)	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	1 0
		(6)	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	1 0
		(7)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	1 0
		(8)	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	5
合計				1 0 0